



平成22年度

納税通知書を送付します

納税通知書には、課税の根拠、税率、年税額、納期、納期ごとの税額、納付場所のほか、納期限までに納付しなかった場合の措置や課税内容に不服がある場合の申し立ての手続き等について記載しています。

町県民税

納税義務者 1月1日現在、町内に居住し、平成21年中に一定以上の所得があった方。

※平成22年1月2日以降に町外に転出された方

⇒平成22年度分は、益城町で課税されます。

※平成22年1月2日以降にお亡くなりになった方

⇒平成22年度分は、課税されます。この場合、納税通知書は、相続人に送付されます。

発送時期 6月上旬に送付します。

※給与から町県民税を天引きされている方の納税通知書は、5月中旬に事業所あてに送付します。

固定資産税

納税義務者 1月1日現在において、町内に土地・家屋・償却資産を所有されている方。

発送時期 5月上旬に送付します。

国民健康保険税

納税義務者 国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主。(世帯主本人は社会保険や後期高齢者医療に加入されていても世帯主の方へ送付します)

発送時期 5月中旬に、仮算定(第1期、第2期)分を送付します。(この2回分の税額は、昨年度の税額を参考に仮算定したものです)

本年度(平成22年4月以降に加入された方を含む)の保険税額は7月に決定しますので、第3期以降の8回分をまとめて7月中旬に送付します。

軽自動車税

納税義務者 4月1日現在において、バイクや軽自動車などを所有されている方。

発送時期 5月上旬に送付します。

※**軽自動車税納税証明書(継続検査(車検)用)について**

●金融機関等の窓口で納付される方

納税通知書の下部分が納税証明書になっています。

●口座振替で納付される方

6月中旬ごろ、納税義務者あてに送付します。

※**6月上旬に車検をされる方へ**

口座振替の方で、5月31日から6月上旬に車検の場合は、「車検用の納税証明書」を発行しますので、口座振替が済んでいることが確認できる通帳・車検証・印鑑を税務課納税係までご持参ください。

身体障害者等に対する減免について

● 次の①②のいずれかに該当する軽自動車等については、納期限前7日(5月24日)までに申請されると軽自動車税が減免制度があります。なお、減免は普通車を含め1人1台に限ります。

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定要件に該当する方が所有または使用されている軽自動車等(一定要件については、役場へお問い合わせください。)

②その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

●**必要書類**

障害者手帳等・免許証・印鑑・納税通知書

問い合わせ先 役場税務課 ☎ 286-3111

住民税係 内線 141・142・355 納税係 内線 143・144 固定資産税係 内線 145・146